福祉用具軽度者貸与一覧表

軽度者もしくは中度者の認定を受けた方で下表の対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、認定調査結果を確認し下表の状態像に該当した場合に限り貸与が可能となります。また該当しない場合には様式①、様式②を提出することで貸与が可能となる場合があります。

対象外種目	状態像	認定調査結果(該当の場合は申請不要)	該当しない場合
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		
	①日常的に歩行が困難なもの	基本調査1-7 「3. できない」	様式①
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる 者	該当調査項目なし	様式②
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」	様式①
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」	
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」	様式①
工 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者		
	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支 障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2~基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は基本調査3-8~基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。	様式①
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4.全介助」以外	
オ 移動用リフト (つり具部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		
	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3.できない」	様式①
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」	
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当調査項目なし	様式②
カー自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者		
	①排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4.全介助」	様式①
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4.全介助」	

利用者が

- ① 軽度者(要支援1、要支援2、要介護1のいずれかの要介護度)であること ※自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)の場合は、軽度者または中度者 (要介護2、要介護3のいずれかの介護度)であること
- ② 原則貸与の対象外種目のうち、車いす及び車いす付属品、特殊寝台及び特殊寝台付属品・床ずれ防止 用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト(生活環境において段差の解消が必要と認め られる者に該当する者が使用するリフトを除く)・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能 のものを除く)を使用する事情が発生した場合であること。
- ③ 認定調査票(基本調査)のチェック項目より、貸与が可能となる根拠が見出せないこと

<u>このすべてに該当し、介護保険サービスとして福祉用具貸与を受ける場合は、利用者を担当するケアマネジャーより、市への申請手続きをとる必要があります。</u>

手順① まず主治医の判断(医学的な所見に基づく判断)をもらってください。

下記の**いずれかの書類**を作成又は入手してください。

- iA 主治医の所見を確認できる書類 (診断書、医師に聴取した際の記録など)
- B 主治医意見書 (意見書中の特記事項に、「例:特殊寝台が必要」のように、具体的な福祉用具使用の必要性が記載されていること。)

申請の際に添付する書類(ア)となります。 ※必要性が認められない判断の場合は貸与できません。

手順② 主治医の判断により貸与の必要性が確認された後、 サービス担当者会議を実施してください。

適切なケアマネジメント結果を踏まえた記録(第4表サービス担当者会議の要点)を作成してください。 (検討の結果として具体的な福祉用具使用の必要性が記載されていること。例:検討の結果、自力で起き 上がりが困難なため特殊寝台の使用が必要である。)

申請の際に添付する書類(イ)となります。 ※必要性が認められない判断の場合は貸与できません。

手順③ サービス担当者会議において貸与の必要性が決定された後、 「軽度者の福祉用具貸与算定に関わる確認表(以下様式①)」の作成を行い添付書類 (ア)及び(イ)とともにすみやかに市に提出してください。

【注意事項】

- ・申請を受理した日から概ね1週間程度で**確認表に収受印を押したものの写しを送付します。**この通知書が介護保険サービスとして福祉用具貸与を利用する根拠となりますので大切に保管してください。また確認表の有効期間は利用者の要介護・要支援認定有効期間と同一の期間となります。
- ・上記の手順を踏まえずに貸与を開始した場合、介護保険給付の対象となりませんのでご注意ください。 ただしやむを得ず、緊急的に貸与が必要となった場合に限り、サービス担当者会議が行われた月の初めまで貸与の開始日をさかのぼることができます.
- ・新規申請や区分変更申請中に、福祉用具貸与を暫定利用する場合には、軽度者となる場合に備えてあらかじめ上記の手順①及び手順②までを行ってください。

ご不明な点はお問い合わせください。

酒田市健康福祉部高齢者支援課 介護認定係 Tel 0234-26-5732